

自動車の住所変更について

自動車税の納税通知書は、4月1日現在の自動車登録の住所地へ送付されます。引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録が必要となります。3月中に住所変更登録を済ませることができない事情がある方は、お近くの地域県民局県税部にご連絡ください。

また、県のホームページでも自動車税の住所変更の届出を受け付けています。
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>)

自動車税のグリーン化について

自動車環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については、その性能に応じて税率を軽減し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については、税率を重くする『自動車税のグリーン化特例』が実施されています。

○税率が軽減されるのは？

平成30年度に新車新規登録された電気自動車や一定の基準を満たす自動車は、平成31年度分に限り、税率が概ね50%または75%軽減されます。

○税率が重くなるのは？

平成31年度には、平成20年3月31日以前に新車新規登録されたディーゼル車と、平成18年3月31日以前に新車新規登録されたガソリン車などについて、税率が概ね15%重くなります。

なお、バス・トラックの重課の割合については、10%となります。

詳しくは県のホームページをご覧ください。お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

自動車税の口座振替について

自動車税は口座振替でも納付できます。平成31年度分の自動車税の口座振替の申込期限は、平成31年4月25日です。お早めに取扱金融機関や地域県民局県税部でお申し込みください。